

**「尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」
の一部改正について**

経済環境局 環境部 資源循環課

本日のテーマ

- 1 事業系廃棄物とは
- 2 条例改正の背景
- 3 「尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」
の一部改正と事業系廃棄物の適正処理方法

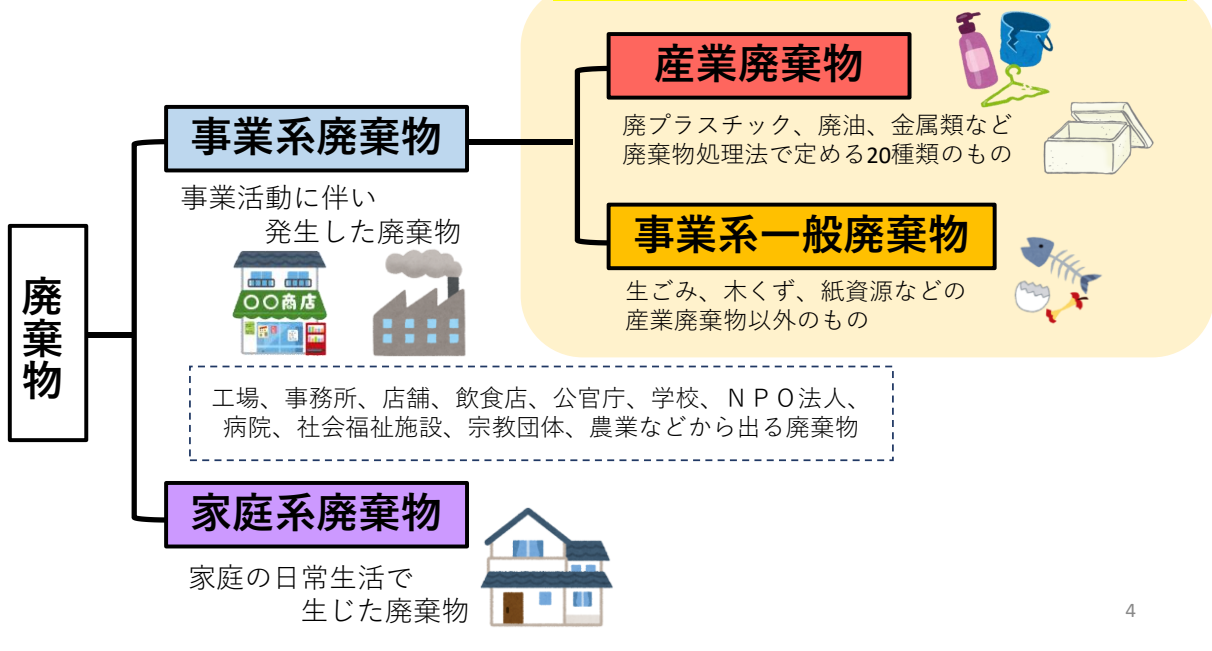
1 事業系廃棄物とは

事業系廃棄物とは

廃棄物の定義

「廃棄物」とは、占有者が自分で利用したり、他人に有償で売却したりすることができないために不要となった、固形状又は液状のものをいいます

市の家庭系廃棄物の収集には出せません！



法律において、廃棄物は、その形や性質ではなく、どんな活動によって生じたかによって大きく二つに分類され、事業活動に伴って生じた廃棄物である「事業系廃棄物」、家庭の日常生活で生じた廃棄物である「家庭系廃棄物」に分類されます。

家庭系廃棄物は、「燃やすごみ」、「びん・缶・ペットボトル」、「金属製小型ごみ・危険なもの」、「紙類・衣類」に分類され、市が回収を行っています。

事業系廃棄物が発生する事業活動には、お店・事務所・会社・工場などの営利を目的とするものだけでなく、公官庁・学校・NPO法人・病院・社会福祉施設・宗教団体なども含まれ、また、農業から出る廃棄物も事業系廃棄物となります。事業系廃棄物の処理責任は事業者自らにあるため、市の家庭系廃棄物の収集には出せません。

また、事業系廃棄物は、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分類されます。

産業廃棄物とは

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で定める20種類のことをいいます

■あらゆる事業活動に伴うもの

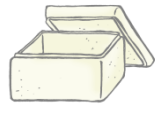
- ①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック ⑦ゴムくず ⑧金属くず
⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん
⑬処分するために処理したもの（政令第2条第13号廃棄物）

■排出事業者の業種が限定されるもの

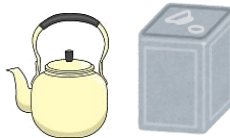
- ⑭紙くず ⑮木くず ⑯繊維くず ⑰動植物性残さ ⑱動物系固形不要物
⑲動物のふん尿 ⑳動物の死体



ビニール袋



発泡スチロール



金属製品



プラスチック製品



小型家電製品



注意

産業廃棄物が排出されない事業所はありません！

5

産業廃棄物とは、すべての事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、本スライドに記載されている20種類のものをいい、これら以外のものは事業系一般廃棄物となります。

なお、本スライドの「排出事業者の業種が限定されるもの」に書いてある7種類は、特定の業種以外の業種から排出される場合は事業系一般廃棄物となります。

一例ですが、ビニール袋、発泡スチロール、やかんや一斗缶などの金属製品、プラスチック製容器やハンガー、バケツなどのプラスチック製品、電話機などの小型家電製品も産業廃棄物となります。

産業廃棄物が排出されない事業所はありませんので、スライド28の処理方法に従って処理してください。

事業系一般廃棄物とは

事業系廃棄物のうち、**産業廃棄物以外の廃棄物をいいます**

尼崎市では事業系一般廃棄物について、次の3つの分別区分を設けています。

分別区分	ごみの種類
事業系一般廃棄物（可燃ごみ）	生ごみ、剪定枝、リサイクルできない紙くず、繊維くずなど
事業系紙資源	新聞やダンボール、雑がみなどのリサイクル可能な紙類
事業系びん・缶・ペットボトル	従業員の飲食等により発生した、飲料、調味料、食品が入っていたびん・缶・ペットボトル

今回、尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を改正し、令和5年4月から、事業系一般廃棄物の分別排出を義務化します

事業系一般廃棄物とは、事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

尼崎市では、事業系一般廃棄物について、表に記載の3つの分別区分（「事業系一般廃棄物（可燃ごみ）」、「事業系紙資源」、「事業系びん・缶・ペットボトル」）を設けています。

今回、事業系一般廃棄物について、尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を改正し、この3つの区分に分別排出すること義務化しました。

分別排出義務規定や、事業系廃棄物の処理方法等は後のスライドにて詳しく記載しています。

事業者の責務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(廃棄物処理法)

第3条

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

→適正処理・自己処理責任の原則



注意

家庭の日常生活で生じた「家庭系廃棄物」と、事業活動に伴って生じた「事業系廃棄物」は、見た目やものが同じであっても、法律で違う処理をするよう決められています

7

事業活動に伴って生じる廃棄物はいくつかに分類されますが、すべての事業系廃棄物を処理するにあたって共通ルールがあります。

それが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条に定める、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」というもので、事業活動に伴って生じるすべての事業系廃棄物に関して、事業者自らの責任において適正に処理する義務があるという、「適正処理・自己処理責任の原則」があります。

このことから、家庭の日常生活で生じた「家庭系廃棄物」と事業活動に伴って生じた「事業系廃棄物」は、見た目やものが同じであっても、法律で違う処理をするよう決められており、事業系廃棄物を、市の家庭系廃棄物の収集に出すことはできませんのでご注意ください。

2 条例改正の背景

条例改正の背景

背景① 循環型社会の形成

社会の変化に伴い、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会を見直し、廃棄物の減量・リサイクルの徹底により環境負荷が低減された循環型社会や脱炭素社会の形成が求められています

背景② 尼崎市立クリーンセンター第1工場の廃止と新ごみ処理施設の整備

尼崎市では尼崎市立クリーンセンター第1工場と第2工場の2施設体制で尼崎市内で発生する一般廃棄物の焼却処理を行っています

尼崎市立クリーンセンター第1工場は令和7年度に廃止することとしており、さらに令和13年度から第2工場や破碎施設等を集約化した新ごみ処理施設が稼働する予定です

こうした、ごみ処理施設の集約化と更新の中、安定したごみ処理を行っていくためにも、継続したごみの減量と適正処理を推進するための仕組みを構築する必要があります

背景③ 地域のごみに関する課題

共同住宅におけるごみ集積所の管理不良やごみ出しマナー、また、ごみとして出された資源物（缶・紙類など）の持ち去り行為については、定期的に市に苦情が寄せられています

これらの行為は、周辺的生活環境等の悪化や、間接的に市民の減量・リサイクルへの協力意識の低下につながることで懸念されることから、こうした地域のごみに関する課題に対応する必要があります

9

背景1つ目は、近年、社会経済活動に伴って環境への負荷が増大し、地球温暖化の進行やプラスチックごみによる海洋汚染等、地球規模での環境問題が顕在化、深刻化してきており、廃棄物行政においても、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から脱却して、適正処理の確保だけでなく、廃棄物の減量・リサイクルを促進することにより、環境負荷をできる限り低減した循環型社会の形成や、脱炭素社会の実現が求められています。

続いて背景2つ目ですが、尼崎市では現在、尼崎市立クリーンセンター第1工場と第2工場の2施設体制で、市内で発生する事業系一般廃棄物と家庭系廃棄物の焼却処理を行っています。

このうち、第1工場については令和7年度に廃止することとしており、令和13年度からはクリーンセンター第2工場、資源リサイクルセンター、し尿処理施設を集約化した新ごみ処理施設が稼働予定です。こうした、ごみ処理施設の集約化・更新の中、安定したごみ処理を行っていくためにも、継続したごみ減量と適正処理を推進するための仕組みを構築する必要があります。

続いて背景3つ目です。近年、共同住宅におけるごみ出し方法及び管理が行き届いていないごみ集積所、また、ごみとして排出された資源物の持ち去りに関して、市に定期的に苦情等が寄せられており、これらの行為は周辺的生活環境・公衆衛生の悪化や、間接的に市民のごみ減量・リサイクルへの協力意識の低下につながることで懸念されることから、こうした地域におけるごみに関する課題への対応する必要があります。

廃棄物行政として、これらの課題の解決に向けた取組を進める必要がありました。

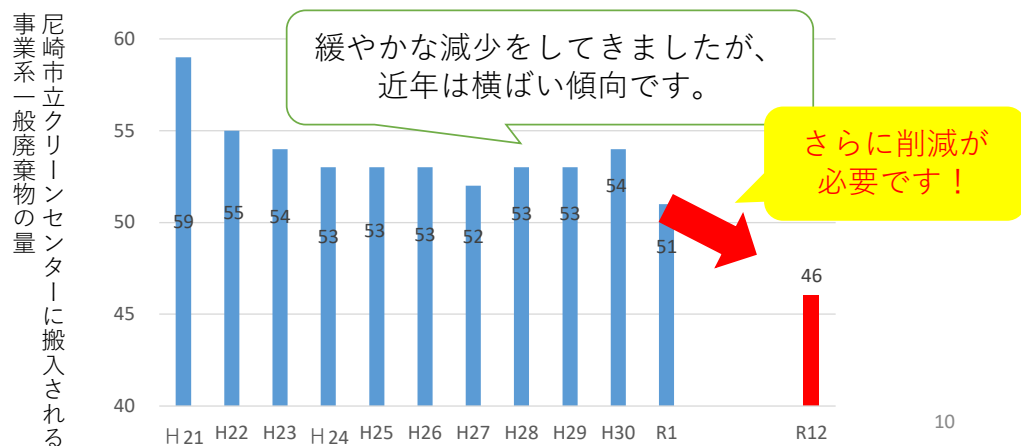
事業系一般廃棄物の減量目標

循環型社会と脱炭素社会の形成、今後のごみ処理施設の整備計画を踏まえ、令和3年3月に定めた尼崎市一般廃棄物処理基本計画で、令和12年度までの事業系一般廃棄物の減量目標を設定しました

事務所、お店、工場などでの目標

尼崎市立クリーンセンターに搬入される
事業系一般廃棄物の量を
令和12年度までに令和元年度比で

10%削減



10

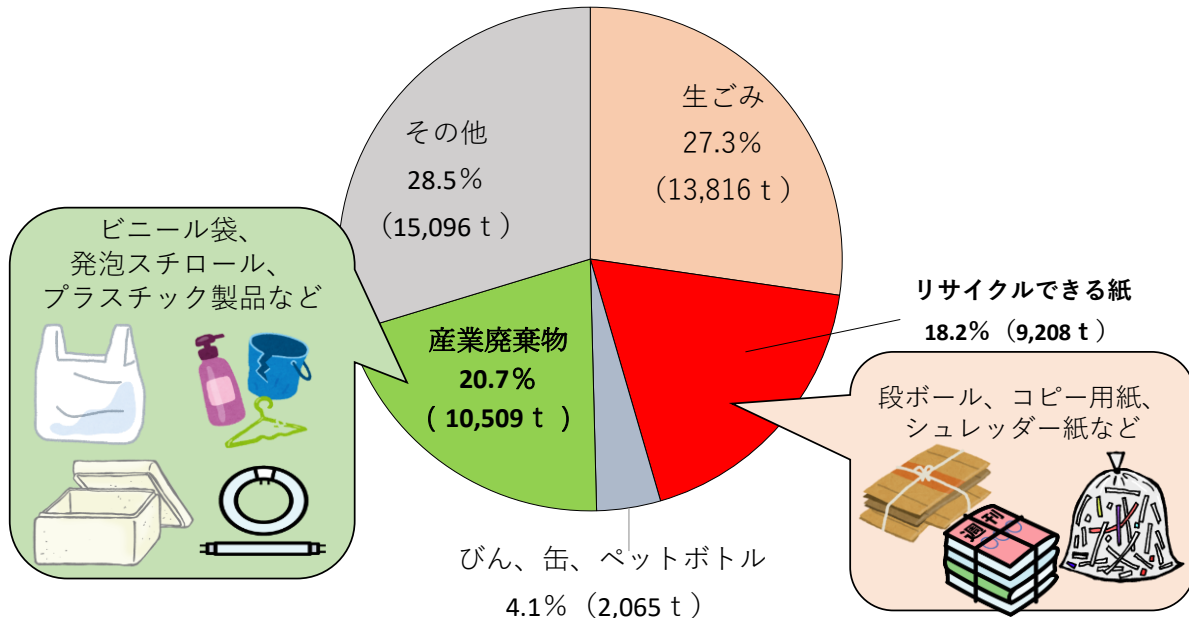
尼崎市では、循環型社会と脱炭素社会の形成、ごみ処理施設の整備計画を踏まえ、令和3年3月に定めた尼崎市一般廃棄物処理基本計画で、令和12年度までの事業系一般廃棄物の減量目標を設定しました。

事務所、お店、工場などから排出され、尼崎市立クリーンセンターに搬入される事業系一般廃棄物の量を令和12年度までに令和元年度比で10%削減を目標として掲げております。

グラフをご覧くださいと分かるように、平成21年度から緩やかな減少をしてきましたが、近年は横ばい傾向です。令和12年度の目標達成には、さらに削減する必要があります。

事業系一般廃棄物の現状と課題

事業系一般廃棄物（可燃ごみ）の内訳（平成29年度～令和元年度の平均）



尼崎市立クリーンセンター（焼却施設）に搬入される事業系一般廃棄物（可燃ごみ）には、リサイクル可能な紙資源、びん・缶・ペットボトルや、本来、市では受け入れていない産業廃棄物が大量に搬入されています

尼崎市立クリーンセンターの焼却施設に搬入される事業系一般廃棄物（可燃ごみ）には、本来、市には搬入することができない産業廃棄物が多量に搬入されていることから、減量目標の達成に向け、これらの分別と適正処理を進めていく必要があります。

また、事業系一般廃棄物（可燃ごみ）には、紙資源やびん・缶・ペットボトルといった分別することでリサイクルできる資源物も多く含まれています。こうした本来廃棄物にしないことができる「もったいない」ものを削減する必要があります。

条例改正の背景

**事業系廃棄物の適正処理と減量化を
推進するため、
尼崎市廃棄物の処理及び清掃に
関する条例を改正しました**

尼崎市では、こうした背景や課題を解決し、事業系廃棄物の適正処理と減量化を推進するため、今回、ごみの処理に関して必要な事項を定めた「尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を改正しました。

3 「尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正と事業系廃棄物の適正処理方法

主な改正事項と施行日

◆ 主な改正事項

- ・ 条例の名称の変更
- ・ 市民・事業者・行政それぞれの責務の追加
- ・ 大規模事業用建築物の所有者等の義務の追加
- ・ 市民・事業者の分別排出義務の追加（ごみの処理ルールの変更）
- ・ 共同住宅の所有者等の義務の追加
- ・ 資源物の持ち去り禁止の追加

◆ 施行日

令和5年4月1日

14

主な改正事項については、こちらに記載の6点です。

今回のスライドでは、事業者の皆様に大きく関係してくる、下線部分で記載の項目について詳しくご説明させていただきます。

また、施行日は、来年の令和5年4月1日です。

大規模事業用建築物の所有者等の義務の追加 ①

◆ 概要

多量の事業系ごみが発生する大型量販店やオフィスビルなどの大規模事業用建築物において、ごみの減量及び適正処理を確保するため、大規模事業用建築物の所有者等に対して、以下の事項を義務付けます

- 「減量計画」の作成と提出
- 「廃棄物管理責任者」の選任と届出



◆ 違反すると

所有者等に対して、段階的に指導・勧告を行い、減量計画書の作成や廃棄物管理責任者を選任等を求めています

15

大型量販店やオフィスビル等の大規模な事業用建築物におけるごみの減量推進と適正処理の確保を図るため、大規模事業用建築物の所有者等に対して、以下の事項を義務付けます。

- 「減量計画」の作成と提出
- 「廃棄物管理責任者」の選任と届出

「減量計画」には、発生廃棄物の概要や種類、処理先等を記載していただく予定にしております。

「減量計画」の提出がない場合や、「廃棄物管理責任者」を選任しない場合などは、指導・勧告の対象となります。

大規模事業用建築物の所有者等の義務の追加 ②

◆対象

● 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第2条第1項に規定する特定建築物

興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等多くの人が使用、利用し、維持管理について環境衛生上特に配慮が必要な建物のうち、特定用途に利用される部分の延べ面積が、3,000平方メートル以上（学校教育法第1条に規定する学校の場合は8,000平方メートル以上）のもの

● 「大規模小売店舗立地法」第2条第2項に規定する大規模小売店舗

店舗面積（延床面積）が、1,000平方メートルを超えるもの

- ・対象となる大規模事業用建築物の所有者等には、今後、市から提出書類様式や手引き等を送付します（令和5年1月頃を予定）
- ・尼崎市ホームページにおいても、関係資料については今後掲載予定



16

「大規模事業用建築物」の対象は、以下のとおりです。

- 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第2条第1項に規定する特定建築物
- 「大規模小売店舗立地法」第2条第2項に規定する大規模小売店舗

また、対象となる建築物に対しては、立入検査を行い、減量計画どおりに廃棄物処理を行っているか確認し、分別が不十分な場合などは、先ほどの分別義務違反や産業廃棄物の委託基準違反として指導を行います。

対象となる大規模事業用建築物の所有者等には、令和5年1月頃に、市から提出書類様式や手引き等を送付します。また、尼崎市ホームページにおいても、関係資料については今後掲載予定にしております。

市民・事業者の分別排出義務の追加 ① (ごみの処理ルールの変更)

◆ 概要

廃棄物のリサイクルを推進するとともに、適正処理を確保するため、**市民・事業者に対して、一般廃棄物処理計画に定める分別区分や排出方法等に
従い、処理することなどを義務付けます**

◆ 違反すると

排出者に対して、段階的に指導・勧告・命令を行い、適正なごみ処理等を求めています。命令を行ってもなお分別区分に従わずごみを処理等する場合は、**2,000円以下の過料を科すことがあります**

さらに、**事業者については、事業者名等を公表することがあります**

指導対象になる処理例（案） ※指導方法等、運用にかかる詳細については検討中

- ・ 事業系一般廃棄物（可燃ごみ）や事業系びん・缶・ペットボトルを
尼崎市指定袋や、中身の見えない袋に入れている
- ・ 事業系一般廃棄物（可燃ごみ）に事業系紙資源が混入している など

17

家庭系廃棄物と事業系廃棄物の減量推進と適正処理の確保を図るため、市民と事業者に対して一般廃棄物処理計画に定める分別区分や排出方法等に従い処理することなどを義務付けます。



本規定については、正しいごみの処理を行わない者に対して、指導、勧告、命令を行うことができるとし、命令を発出してもなお、正しくごみを排出しない者に対しては、2,000円以下の過料を科すとともに、事業者の場合は事業者名等の公表することがあります。

なお、指導方法等運用にかかる詳細については現在検討中ですが、指導対象になる処理例として、以下の例を想定しています。

- ・ 事業系一般廃棄物（可燃ごみ）や事業系びん・缶・ペットボトルを尼崎市指定袋や中身の見えない袋に入れている。
- ・ 事業系一般廃棄物（可燃ごみ）に事業系紙資源が混入している。

市民・事業者の分別排出義務の追加 ② (ごみの処理ルールの変更)

◆ 一般廃棄物処理計画に定める分別区分や排出方法

計画に定める分別区分	計画に定める排出方法
事業系一般廃棄物 (可燃ごみ) 	尼崎市指定袋 <u>以外</u> の透明・半透明の袋で排出
事業系紙資源 	指定なし
事業系びん・缶・ペットボトル (営利目的で販売等したものを除く)	家庭用の排出ルール (ラベル・キャップを取り外し、 <u>中身をそそぐ</u>) で排出 尼崎市指定袋 <u>以外</u> の透明・半透明の袋で排出

注意

事業系紙資源と事業系びん・缶・ペットボトルは、生ごみや木くずなどの事業系一般廃棄物 (可燃ごみ) とは分けて排出し、リサイクルしてください

18

計画に定める分別区分は、生ごみや繊維くずなどの事業系一般廃棄物 (可燃ごみ)、段ボールやシュレッダー紙などリサイクルできる紙の事業系紙資源、昼食時の従業員の飲食等により発生した、事業系びん・缶・ペットボトルの3区分に分類されます。

スライドの表に記載のとおり、それぞれの分別区分毎に、排出方法を定めておりますので、計画に定める排出方法に従って排出をお願いします。

リサイクルできる事業系紙資源や、びん・缶・ペットボトルを分別せずに、事業系一般廃棄物 (可燃ごみ) と一緒の袋に入れるなどして処理した場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「尼崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」の違反として、罰則・事業者名等公表の対象になる場合がありますのでご注意ください。

市民・事業者の分別排出義務の追加 ③ (ごみの処理ルールの変更)

◆ 事業系一般廃棄物（可燃ごみ）と事業系びん・缶・ペットボトルのごみ袋について



注意

生ごみや木くずなどの事業系一般廃棄物（可燃ごみ）と事業系びん・缶・ペットボトルは、**尼崎市指定袋以外の中身の見える透明・半透明の袋**で排出してください

事業系一般廃棄物（可燃ごみ）と事業系びん・缶・ペットボトルを排出する際に使用のごみ袋について、本スライド右側に記載の緑の尼崎市指定袋や、中身の見えない袋は使用せずに、透明や半透明の中身が見える袋を使用する必要があります。

中身の見えない袋で排出されますと、収集する際に中身が分からないため、収集員や、尼崎市クリーンセンターの職員に危険が伴うため、中身の見える袋での排出をお願いします。

事業系一般廃棄物（可燃ごみ）の正しい処理方法

事業系一般廃棄物（可燃ごみ）

- ・木くず（剪定枝、割り箸など）
- ・紙くず（リサイクルできない紙）
- ・繊維くず（衣類、雑巾など）
- ・生ごみ（食べ残し、売れ残りなど）

処理方法①

市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託

処理方法②

尼崎市立クリーンセンターに自ら運搬

尼崎市立クリーンセンター



それぞれの分別区分毎の正しい処理方法についてご説明します。

事業系一般廃棄物（可燃ごみ）には、剪定枝、割り箸等の木くず、ティッシュや汚れてリサイクルできない紙等の紙くず、衣類や雑巾等の繊維くず、食べ残しや売れ残り等の生ごみが該当します。

処理方法については、以下のとおり2つの処理方法があります。

処理方法①市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託する

処理方法②尼崎市立クリーンセンターに自ら運搬する

処理方法① 一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託

排出方法

▷袋を使用する場合、**尼崎市指定袋以外の中身が見える透明・半透明の袋**を使用してください



▷剪定木くず、角材及び丸太は、長さ50cm以下、直径10cm以下にするなど、大きさの条件もあります。詳しくは市ホームページをご覧ください

委託方法

▷市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者と契約する必要があります

業者名	所在地	電話番号	業者名	所在地	電話番号
株摂津	東塚口町2-4-27	06-6429-1818	株阪神衛生	西立花町2-30-12	06-6417-8220
有松川衛生	菜切山町53番地	06-6438-0291	有清菱	南武庫之荘12-13-13	06-6437-0660
有宮城衛生	南武庫之荘12-20-7	06-6437-5117	有荒木衛生	浜田町1-2	06-6417-0775
有森衛生	下坂部3-7-12	06-6493-5270	株飯尾	西川1-1-18	06-6498-3165
有沖田実業	水堂町4-9-23	06-6430-9628	尼崎商業事業株	東海岸町1-52	06-6409-1005
(公財)尼崎環境財団	東海岸町1-120	06-6409-1313			

21

処理方法① 一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託する場合

排出方法については、袋を使用する場合は、尼崎市指定袋以外の中身が見える透明・半透明の袋を使用してください。

また、剪定木くず、角材および丸太は、長さ50cm以下にするなど、大きさの条件もありますので、詳しくは、尼崎市ホームページをご覧ください。

収集運搬を委託する場合は、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者と契約する必要があります。

スライドの表に記載しているのが、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者です。

表に記載の業者に直接連絡し、委託契約を行ってください。収集頻度、排出場所、運搬料金等は、各事業者とご相談ください。

処理方法② 尼崎市立クリーンセンターに自ら運搬

排出方法

▷袋を使用する場合、**尼崎市指定袋以外の中身が見える透明・半透明の袋**を使用してください



その他の条件は、尼崎市立クリーンセンターにご確認ください

搬入方法

▷3週間前から前日までに尼崎市立クリーンセンターに電話で申込が必要です

▷申込先

TEL：06-6409-0101

予約受付時間：8:30～17:15

年末年始を除く月曜日～金曜日（祝日含む）

▷持込料金

10kgあたり123円

【支払方法】持込み時に尼崎市立クリーンセンターにて現金支払い

▷持込時間

月曜日～金曜日（祝日含む。ただし、年末年始を除く）

9:00～10:00 と 14:00～15:00

22

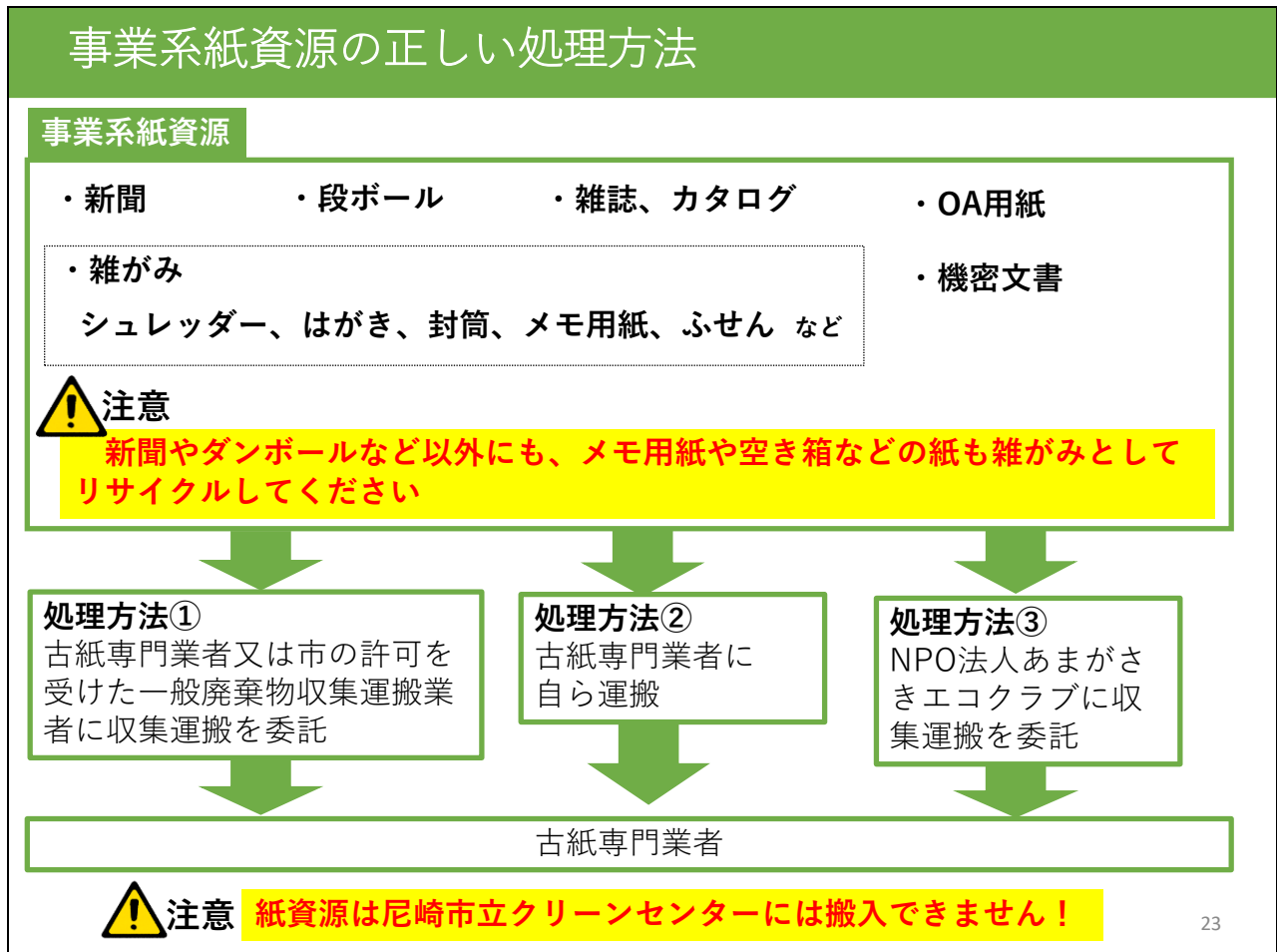
処理方法② 尼崎市立クリーンセンターに自ら運搬する場合

排出方法について、袋を使用する場合は、尼崎市指定袋以外の中身が見える透明・半透明の袋を使用してください。

その他の条件は、搬入申込の際に、尼崎市立クリーンセンターにご確認ください。

尼崎市立クリーンセンターに自ら運搬する場合は、3週間前から前日までに尼崎市立クリーンセンターに電話での申込が必要です。

申込先、持込時間や持込料金はスライドに記載のとおりです。



事業系紙資源は、スライドに記載の新聞、段ボール、OA用紙などが該当します。また、新聞や段ボールなど以外にも、メモ用紙やお菓子の空き箱などの紙も雑がみとしてリサイクルできます。

処理方法については、以下のとおり3つの処理方法があります。

処理方法① 古紙専門業者又は市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託

処理方法② 古紙専門業者に自ら運搬

処理方法③ NPO法人あまがさきエコクラブに収集運搬を委託する

分別した事業系紙資源は最終的に古紙専門業者に搬入され、その後、製紙メーカーなどでリサイクルされます。リサイクルできる紙資源は、尼崎市立クリーンセンターには搬入できませんのでご注意ください。

処理方法① 古紙専門業者又は一般廃棄物収集運搬業者へ収集運搬を委託

排出方法

▷委託する古紙専門業者等により排出方法が異なります、古紙専門業者等とご相談ください

委託方法

▷古紙専門業者又は市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者と契約する必要があります

・古紙専門業者（参考：尼崎市資源集団回収運動登録業者）

業者名	所在地	電話番号	持込	業者名	所在地	電話番号	持込
大道商店	尼崎市長洲中通3-22-11	06-6481-5432		かみいち かごじえ(株)	摂津市別府1-17-30	06-6827-5700	
回収センター かいご組合	尼崎市東初島町24-3	06-6482-1774		株式会社 さつき	大阪市大正区鶴町4-12-27	06-6552-7272	○
共栄紙業(株)	尼崎市南武庫之荘10-7-9	06-6437-0180	○	尙谷山商店	大阪市都島区大東町1-14-13	06-6921-4303	○
三愛紙業	尼崎市若王寺2-19-3	06-6496-6391		玉木紙料(株)	大阪市西淀川区福町2-5-43	06-6474-9811	○
鈴木商店	尼崎市次屋1-19-7	06-6498-1044		株式会社 タマヨリ	伊丹市池尻7-154	06-6437-0180 (共栄紙業(株)内)	○
あおぞら商会	西宮市甲子園高潮町7-8 セレニテ甲子園 I -401	090-6665-7405	○	尙仲商店	神戸市中央区脇浜町2-6-5	078-221-1172	○
大本紙料(株)	神戸市東灘区向洋町東3-17	078-857-2222	○	マツダ(株)	尼崎市東初島町21番	06-6487-0348	○
岡本商店	大阪市西淀川区佃3-9-29	06-6471-3415		丸政紙業	大阪市旭区赤川1-5-13 天理マンション1F	06-6925-5772	○

・市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者はスライド21を参照

処理方法① 古紙専門業者又は一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託する場合

排出方法は、委託する古紙専門業者等により異なりますので、古紙専門業者等とご相談ください。

委託方法について、古紙専門業者又は市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者と契約する必要があります。古紙専門業者はスライドに記載の尼崎市資源集団回収運動登録業者を参考に委託契約をしてください。

また、事業系一般廃棄物（可燃ごみ）の収集運搬を委託している、一般廃棄物収集運搬業者に事業系紙資源の収集運搬を委託することも可能です。

処理方法② 古紙専門業者に自ら運搬

搬入方法

▷スライド24の古紙専門業者のリストのうち、「持込」の項目が丸印になっている業者には、紙資源を持込むことができます。無償又は買取りで受入れる場合もありますので、連絡して持込んでください

処理方法③ NPO法人あまがさきエコクラブに収集運搬を委託

委託方法

▷同法人が販売する「エコあま君ボックス」や、機密文書の処理を行うことができる「機密文書回収ボックス」を購入する必要があります



☞エコあま君ボックス



☞機密文書回収ボックス

※出典：NPO法人あまがさきエコクラブホームページ

▷購入方法

「エコあま君ボックス」、「機密文書回収ボックス」の購入は、下のQRコード又は同法人ホームページ（URL：<http://www.ecoama.jp/>）から申込書をダウンロードの上、FAX（FAX:06-6413-5406）にて購入ください



同法人のエコあま君ボックス等購入ホームページ

25

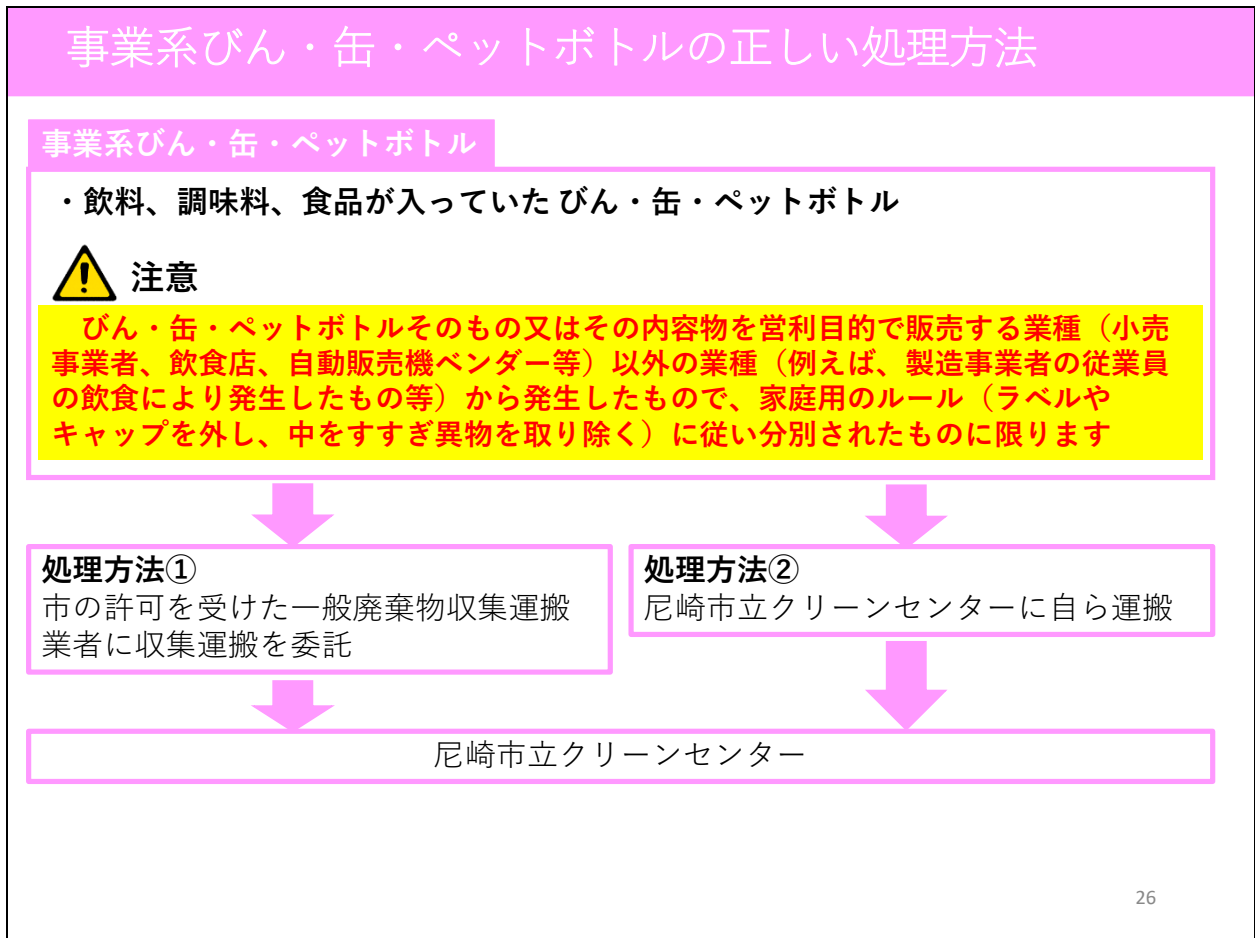
処理方法② 古紙専門業者に自ら運搬する場合

スライド24の古紙専門業者のリストのうち、「古紙持込」の項目が丸印になっている業者には、紙資源を持込むことができます。無償又は買取で受入れる場合がありますので、連絡して持込んでください。

処理方法③ NPO法人あまがさきエコクラブに収集運搬を委託する場合

NPO法人あまがさきエコクラブに収集運搬を委託する場合は、同法人が販売する「エコあま君ボックス」や、機密文書の処理が行える「機密文書回収ボックス」を購入する必要があります。

これらのボックスの購入は、スライドのQRコード又は同法人のホームページから申込書をダウンロードの上、FAXにて購入ください。



事業系びん・缶・ペットボトルとは、飲料、調味料、食品が入っていた、びん・缶・ペットボトルが該当します。

なお、びん・缶・ペットボトルそのもの又はその内容物を営利目的で販売する業種（小売事業者、飲食店、自動販売機ベンダー等）以外の業種（例えば、製造事業者の従業員の飲食により発生したもの等）から発生したもので、家庭用のルール（ラベルやキャップを外し、中をすすぎ異物を取り除いたもの）に従い分別されたもの限り、スライドに記載の処理方法に従って排出してください。

処理方法については、以下のとおり2つの処理方法があります。

処理方法① 市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託する

処理方法② 尼崎市立クリーンセンターに自ら運搬

事業系びん・缶・ペットボトルの正しい処理方法

排出方法

- ▷中をすすいで異物は必ず取り除いてください
- ▷ペットボトルはラベル・キャップを取り除いてください
- ▷**尼崎市指定袋以外の中身の見える透明・半透明の袋**に入れて排出してください

・ペットボトルの出し方



ラベルを取り外す



キャップを取り除く



中をすすぎ、
異物を取り除く



尼崎市指定袋以外の中身の見える
透明・半透明の袋に入れる

⚠ 注意

上記の排出ルールに従って排出できない場合や、営利目的で販売する業種（小売事業者、飲食店、自動販売機ベンダー等）から発生したものは産業廃棄物として処理してください

※一般廃棄物収集運搬業者への収集運搬の委託方法と尼崎市立クリーンセンターへ自ら運搬する方法は、スライド21、22を参照してください

⚠ 注意

一般廃棄物収集運搬業者に委託する場合、事業系一般廃棄物（可燃ごみ）と分別して、収集運搬を委託する契約を行ってください

27

事業系びん・缶・ペットボトルの排出する際は、以下の3つのルールに従って排出してください。

- ・中をすすいで異物は必ず取り除いてください。
- ・ペットボトルはラベル・キャップを取り除いてください。
- ・尼崎市指定袋以外の中身の見える透明・半透明の袋に入れて排出してください。

ラベルやキャップが取り外されていないペットボトルの尼崎市立クリーンセンターへの搬入が多く見受けられます。ペットボトルは市の施設で圧縮梱包され、リサイクル業者に売却しております。ラベルやキャップがついたままのものが多く混入しますと、その売却価格が下がり、リサイクルに支障をきたします。

事務所内のごみ箱近くに、排出方法を示したポスターを掲示いただくなど、社内での周知をお願いいたします。

なお、上記の排出ルールに従って排出できない場合や、営利目的で販売する業種（小売事業者、飲食店、自動販売機ベンダー等）から発生したものは産業廃棄物として処理してください。

また、一般廃棄物収集運搬業者への収集運搬の委託方法や、尼崎市立クリーンセンターへ自ら運搬する方法は、スライド21、22を参照してください。

一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託する場合は、事業系一般廃棄物（可燃ごみ）と分別して、それぞれ収集運搬を委託する契約を行ってください。

産業廃棄物の正しい処理方法

産業廃棄物

産業廃棄物 20種類



産業廃棄物が排出されない事業所はありません
店舗や事務所から出るプラスチック製や金属製の文具や梱包材は
産業廃棄物に該当します

処理方法①

県等の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託

処理方法②

県等の許可を受けた産業廃棄物処分業者まで自ら運搬

県等の許可を受けた産業廃棄物処分業者

※県等の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業と産業廃棄物処分業者については、一般社団法人 兵庫県産業資源循環協会（TEL:078-381-7464）へお問い合わせください

28

産業廃棄物は廃棄物の処理及び清掃に関する法律で産業廃棄物として定められたもの、20種類のものをいいます。

店舗や事務所から出るプラスチック製や金属製の文具や梱包材も産業廃棄物に該当しますので、ご注意ください。

処理方法については、以下のとおり2つの処理方法があります。

処理方法① 県等の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託する

処理方法② 県等の許可を受けた産業廃棄物処分業者まで自ら運搬する

県などの許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者と産業廃棄物処分業者については、一般社団法人 兵庫県産業資源循環協会（TEL:078-381-7464）へお問い合わせください。

まとめ

- 事業所から排出される廃棄物は、
 - ・事業系一般廃棄物（可燃ごみ）（生ごみや繊維くずなど）
 - ・事業系紙資源
 - ・事業系びん・缶・ペットボトル
 - ・産業廃棄物（プラスチック製品や金属製品など）に分別し、それぞれに処理を行うための契約が必要です
- 収集運搬業者等との契約内容の確認をお願いします
現在契約の内容が処理方法に適合していない場合は、契約内容の変更をお願いします
- 事業系一般廃棄物（可燃ごみ）、事業系びん・缶・ペットボトルは
尼崎市指定袋以外の透明・半透明袋の使用をお願いします

令和5年1月に配布予定の（仮称）事業系ごみ適正処理ガイドブックや、
尼崎市ホームページをご確認の上、適正処理をお願いします

29

最後に振り返りとして、今回のスライドのまとめを3つ改めてお伝えします。

- 事業所から排出される廃棄物は、生ごみや繊維くずなどの「事業系一般廃棄物（可燃ごみ）」、「事業系紙資源」、「事業系びん・缶・ペットボトル」、プラスチック製品や金属製品などの「産業廃棄物」に分別し、それぞれに処理を行うための契約が必要です。
- 収集運搬業者等との契約内容の確認をお願いします。現在契約の内容が今回のスライドにある、処理方法に適合していない場合等は、契約内容の変更をお願いします。
- 事業系一般廃棄物（可燃ごみ）、事業系びん・缶・ペットボトルは尼崎市指定袋以外の透明・半透明袋の使用をお願いします。

市では、事業系廃棄物の正しい処理方法を分かりやすく記載した「（仮称）事業系ごみ適正処理ガイドブック」を令和5年1月に市内の全事業者に配付を予定しております。事業者の皆様におかれましては、そのガイドブックや、尼崎市ホームページをご確認の上、適正処理をお願いいたします。

尼崎市ホームページもご覧ください

◆ 正しい処理方法について

- お店や事業所のごみ（生ごみ・紙資源など）の処理方法について

URL 

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/sangyo/kougai/jigyohaiki/036omisegomi.html>



- 事務所・店舗・工場等から出るごみ（産業廃棄物）の処理について

URL 

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/kankyo/syorigyou/1023717.html>



尼崎市ホームページにおいても、正しい処理方法や、条例の一部改正について記載していますので、是非ご覧ください。

尼崎市ホームページもご覧ください

◆ 「尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正について

- 「尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」が改正されます
(令和5年4月1日施行)

URL 

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/gomi/1030671.html>



- 事業系一般廃棄物の処理ルールが変わります！

URL 

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/sangyo/kougai/jigyohaiki/1030914.html>

